



# 気になる薬剤師情報

～令和8年度診療（調剤）報酬改定（答申）～

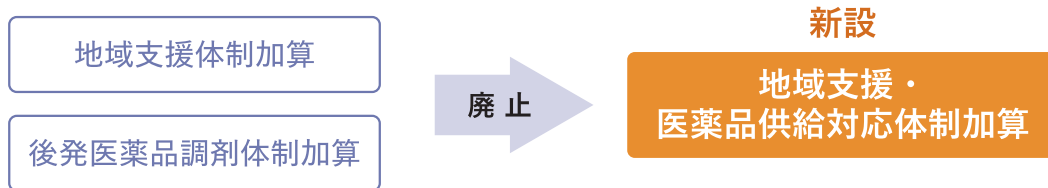
## 令和8年度診療（調剤）報酬改定のポイントは？

令和8年度の診療（調剤）報酬改定では、後発医薬品の評価の見直しや、医薬品の安定供給体制の評価強化、かかりつけ薬剤師制度の再整理など、薬局機能の在り方があらためて示されました。今回の改定は、平成27年に策定された「患者のための薬局ビジョン」から10年の節目に当たることから、当時掲げられた「2025年までに全薬局がかかりつけ薬局機能を持つ」という目標に強く踏み込んだ方向性が示されています。今回は、薬局薬剤師に関連する改訂項目について整理していきます。

### 「地域支援・医薬品供給対応体制加算」の新設

今回の改定では、「後発医薬品調剤体制加算」が廃止となり、新たに「地域支援・医薬品供給対応体制加算」の「1」として位置づけられました。これは、従来の後発医薬品の使用促進という観点から、医薬品を安定的に供給する体制づくりを含めた評価へと見直されたものです。

また「地域支援体制加算」もこの「地域支援・医薬品供給対応体制加算」に統合され、薬局の体制や地域医療への関わり方に応じて「2～5」の区分が設けられています。



区分	点数	対象薬局	体制レベル
①	27点	後発医薬品の調剤割合が85%以上である	地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有している

区分	点数	対象薬局	体制レベル	実績レベル
②	59点	調剤基本料1	地域支援・医薬品供給対応体制加算1を満たし、地域医療への貢献に係る十分な体制を整備している	地域医療への貢献に係る <u>十分な実績</u>
③	67点			地域医療への貢献に係る <u>相当の実績</u>
④	37点	調剤基本料1又は特別調剤基本料B以外	地域支援・医薬品供給対応体制加算1を満たし、地域医療への貢献に係る十分な体制を整備している	地域医療への貢献に係る <u>十分な実績</u>
⑤	59点			地域医療への貢献に係る <u>相当の実績</u>

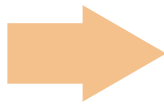
出典：令和8年2月13日 中医協「総-1 個別改定項目について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf>) P754-756、790-792を参考に作成

## かかりつけ薬剤師に関する見直し

かかりつけ薬剤師の普及と患者による選択を促進する観点から、かかりつけ薬剤師制度は服薬管理指導料の中に位置づけ直され、継続的な関与を評価する仕組みへと見直されました。

かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師包括管理料



服薬管理指導料

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| 1. 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合<br>(手帳あり) | イ かかりつけ薬剤師が行った場合 <b>45点</b> |
|   | ロ イ以外の場合 <b>45点</b>         |
| 2. 1の患者以外の患者に対して行った場合                     | イ かかりつけ薬剤師が行った場合 <b>59点</b> |
|   | ロ イ以外の場合 <b>59点</b>         |

かかりつけ薬剤師フォローアップ加算

かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況、残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を実施 **50点**

かかりつけ薬剤師訪問加算

かかりつけ薬剤師が患者に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供を実施 **230点**

出典：令和8年2月13日 中医協「総-1 個別改定項目について」(https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf) P314-322を参考に作成

## 「調剤時残薬調整加算」と「薬学的有害事象等防止加算」の新設

従来の「重複投薬・相互作用等防止加算」等は廃止され、新たに「調剤時残薬調整加算」と「薬学的有害事象等防止加算」が新設されました。

### 調剤時残薬調整加算

対象患者・算定要件(略)

飲み残した医薬品や飲み忘れた医薬品(残薬)が確認された患者に対し、7日分以上相当の調剤日数の変更が行われた場合(6日分以下相当の変更はその理由を調剤報酬明細書に記載することで算定可能)

- |   |     |
|---|-----|
| ● 在宅患者へ処方箋が交付される前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合 | 50点 |
| ● 在宅患者について調剤日数の変更が行われた場合                                | 50点 |
| ● かかりつけ薬剤師により調剤日数の変更が行われた場合                             | 50点 |
| ● 上記以外の場合   | 30点 |

### 薬学的有害事象等防止加算

対象患者・算定要件(略)

処方医に確認すべき点(残薬に係るものを除く。)がある処方箋が交付された患者に対し、処方医に対する照会(残薬調整に係るものを除く。)の結果、処方に変更が行われた場合

- |  |     |
|--|-----|
| ● 在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合 | 50点 |
| ● 在宅患者について処方に変更が行われた場合                                 | 50点 |
| ● かかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合                        | 50点 |
| ● 上記以外の場合  | 30点 |

出典：令和8年2月13日 中医協「総-1 個別改定項目について」(https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001655176.pdf) P759-762を参考に作成

- 「後発医薬品調剤体制加算」は廃止され、後発医薬品の使用割合だけでなく、医薬品を安定的に供給するための体制や、地域での連携を含めて評価する仕組みへと見直されました。
- かかりつけ薬剤師に関する制度は、服薬管理指導料の中に位置づけ直され、患者さんに対して継続的に関与しているかどうか評価される仕組みとなりました。

### 医療関係者向けWebサイト

本資料のより詳しい解説(動画)とバックナンバーはこちらからご覧いただけます。

リメディアオ情報室



発行 キョーリン リメディアオ株式会社 学術部

編集 株式会社医学アカデミー YTL [内容についてのお問い合わせ先] mail: ytlinfo@ytl.jp